

震災復興等に関する協定

岩手県及び石川県（以下「両県」という。）は、次のとおり震災復興等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 震災を経験した両県が、復旧・復興の過程について共有し、震災からの復興や今後の防災対策に取り組むほか、その他共通する特長を活かして、両県のさらなる発展につなげることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両県は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携・協力して取り組む。

- （1）震災復興に関すること
- （2）県産品の情報発信・販売促進に関すること
- （3）観光振興に関すること
- （4）その他、両県が個別に合意する事項

（その他）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、両県が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月24日

岩手県知事

達増拓也

石川県知事

馳浩